



目 次 ページ

公安委員会規則

○秋田県警察職員賞じゆつ金支給条例施行規則の一部を改正する規則 (一四・新添附) ……………1

公安委員会規則

秋田県公安委員会規則第14号

秋田県警察職員賞じゆつ金支給条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成18年10月20日

秋田県公安委員会委員長 大 淵 宏 道

秋田県警察職員賞じゆつ金支給条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県警察職員賞じゆつ金支給条例施行規則 (昭和42年秋田県公安委員会規則第3号) の一部を次のように改正する。

- 1 この表の等級は、地方公務員災害補償法施行規則 (昭和42年自治省令第27号) 別表第3に定める障害等級によるものとし、当該等級又は金額の決定については、地方公務員災害補償法 (昭和42年法律第121号) 第29条第5項から第7項まで及び同令第26条の5第2項の規定の例による。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の秋田県警察職員賞じゆつ金支給条例施行規則 (次項において「改正後の規則」という。) 第3条の規定は、平成18年4月1日 (同項において「適用日」という。) から適用する。

(経過措置)

3 改正後の規則第3条の規定は、適用日以後に危害等を受けた者に係る障害者賞じゆつ金の支給について適用し、適用日前に危害等を受けた者に係る障害者賞じゆつ金の支給については、なお従前の例による。

発行者

秋田県

購読料金

秋田市山王四丁目一番一号
一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話 0862-8766 FAX 0863-0005
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄